

非営利会計における収支計算書

——非営利会計混迷の原点——

長谷川 哲 嘉

はじめに

非営利会計は、現在、混迷の様相を深めているといっても過言ではない⁽¹⁾。この混迷もたらしめた要因として、各非営利法人に適用される会計基準の管轄が主務官庁ごとに異なることをもって、いわゆる縦割行政の弊害と指摘することは簡単である。しかし、非営利会計に関する根本的な問題は、非営利会計に関する基本的な会計思考が確立されていないことと考えられる。たとえ主務官庁が異なっても、非営利会計に関する基礎理論が確立していれば、表示に関する形式的な差異等が生ずるにしても、本質的な問題とはならないはずである。

どのような要因が非営利会計の基本思考の形成を妨げてきたのであろうか。企業が営利を目的とする以上、中世の複式簿記の完成以来、企業会計では利益の計算が重要な目的となり損益計算書が中心となった。収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）は、決して中心となる計算書ではなかった。これに対し、非営利会計では営利を目的としないことから、損益計算書の役割は限定され重

(1) 平成20年公益法人会計基準、平成23年社会福祉法人会計基準、および現在見直しが行われている学校法人会計基準は、非営利会計の統合あるいは企業会計との調和といった観点は全く見られない。むしろ各基準の個別化・離散が進行している状況である。

視されてこなかった。とりわけ、日本でいくつかの非営利会計基準が設定された昭和40年代から50年代には、非営利組織の利益追求は社会的にタブー視され、経營業績を示す計算書（企業会計の損益計算書に相当するもの）は重視されず（あるいは不要とされ）、収支計算書が計算書類の中心と考えられた。

学校法人会計会計基準（昭和46年）、社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則（昭和51年）および公益法人会計基準（昭和52年）は、中心となる計算書として収支計算書を要求するものであったが、それらの基本目的、内容、計算構造および作成方法は非常に異なっていた。このことが、非営利会計の多様性を生み、しかも企業会計に比べ複雑な処理を必要としたことから、非営利会計に関する一般的な理解を困難なものとしてきた。各非営利会計は特殊な会計領域として展開され、それが今日の非営利会計の混迷の原点となっていると考えられるのである。

本稿は、非営利会計の混迷（多様性）をもたらしした原点と考えられる収支計算書について検討するものである。まず、収支計算書を検討する際の基本的論点として、資金の範囲による収支計算書の相違を整理し、複式簿記の手続による収支計算書と他の計算書類（純資産増減計算書、貸借対照表）の作成方法（1元帳制と2元帳制、1取引1仕訳と1取引2仕訳）について整理する。

次に、社会福祉法人会計と学校法人会計の資金収支計算書について、同じ名称であるものの、基礎的な考え方や内容は非常に異なったものとなっており、それら資金収支計算書の問題点を個別に検討する。

最後に、非営利会計における収支計算書そのものの意義（必要性）について、企業会計のキャッシュ・フロー計算書との比較を視野に入れて検討する。

I 収支計算書の状況

非営利会計において、収支計算書、資金収支計算書またはキャッシュ・フロー計算書がどのように規定されてきたかを整理すると図表1となる。

図表 1 非営利会計基準における収支計算書の展開

	昭和52年基準	昭和60年基準	平成16年基準	平成20年基準
公益法人 会計	収支計算書	収支計算書	廃止	〃
	貸借対照表	正味財産増減計算書	正味財産増減計算書	〃
		貸借対照表	貸借対照表	〃
			キャッシュ・フロー計算書 (大規模法人のみ)	〃
社会福祉 法人会計	昭和51年準則 ⁽²⁾	平成12年基準	平成23年基準	
	収支計算書	資金収支計算書	資金収支計算書	
	貸借対照表	事業活動計算書	事業活動計算書	
		貸借対照表	貸借対照表	
学校法人 会計	昭和46年基準			
	資金収支計算書			
	消費収支計算書			
	貸借対照表			

平成16年公益法人会計基準は、それまでの収支計算書を廃止し、大規模法人にキャッシュ・フロー計算書を導入した。このため、本稿では公益法人会計基準の収支計算書についてはそれ自体を検討対象としない。社会福祉法人会計では、昭和51年経理規程準則以来、資金の範囲を「正味運転資金」とする収支計算書（資金収支計算書）が作成されている。また、学校法人会計基準では、昭和46年以来、資金の範囲を「支払資金」とする資金収支計算書が作成されている。

企業会計においては、収支計算書という用語はほとんど使われず、資金計算書（あるいは資金繰表、資金収支表、財政状態変動表⁽³⁾）が用いられてきた。現在では、資金の範囲をキャッシュとするキャッシュ・フロー計算書の作成が、

(2) この「準則」とは、「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（厚生省通知、社施第25号、昭和51年1月31日、以下「経理規程準則の制定」とする。）において、別表1として提示された「社会福祉法人経理規程準則」である。以下「経理規程準則」とする。

(3) 資金繰表は、1955（昭和30）年から1987（昭和62）年まで、資金収支表は、1988（昭和63）年から2000（平成12）年まで、有価証券報告書に財務諸表とはされない補足的な情報として開示された。財政状態変動表は、APB 意見書第19号（1971年）によりアメリカで作成が義務づけられたものである。

「連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準」(平成10年3月13日)により、平成11年4月1日以後開始する事業年度から上場会社等に制度化されている。

Ⅱ 収支計算書に関する基本的論点

Ⅱ－1 収支計算目的

企業会計の場合、経営業績を明らかにする損益計算書が重視される。これに対し非営利会計においては、損益ではなく収支の計算が中心とされた。非営利組織は、受け取った収入を当該組織の目的遂行のため使うという消費経済体とする考え方がある。この考え方はかつての社会福祉法人の会計に強く反映された。「経理規程準則の制定」は、社会福祉法人の会計が「消費経済に関する会計であり、企業会計におけるような損益概念が成立しないという特質を持つもの」(第1章1)と述べている。

さらに、「公金その他の公の財産は、…公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とする憲法第89条問題を考える必要がある。民間の社会福祉法人や学校法人に対する公的補助を認めないとする憲法規制は、もともと公的補助がなくても活発な寄附で成り立つアメリカの状況を反映したものとされ、日本の実情に合わないものであった。民間の社会福祉事業者を「公の支配に属する社会福祉法人」として認可し、実質的に民間の社会福祉法人に公的補助を行うことで日本の社会福祉事業が行われてきた経緯がある。この制度は「措置委託制度」と呼ばれ、昭和40年代中頃に確立したものとされる。社会福祉法人会計は、「主として措置費等公的資金の収支を明瞭にし、その受託責任を明らかにすることを基本的な目的とするもの」(「経理規程準則の制定」第1－1)とされた。このため、計算書類としては収支計算書と貸借対照表の作成が要求された⁽⁴⁾。

また、学校法人に対する私学助成(人件費を含む経常費補助)は、1970(昭和45)年度から始まり1975(昭和50)年に私立学校振興助成法が成立する。公

的補助を受けることに対し会計基準の整備が要請され、補助金に対する説明責任を果たすために資金収支計算書⁽⁵⁾が必要とされたと考えられる。

Ⅱ－２ 資金の範囲と収支計算書

収支計算書という場合、それは必ずしも現金の授受を示す現金収支計算書を意味するものではなく、資金の範囲（収入と支出の内容）をどのように考えるかによって種々の収支計算書（資金計算書）が可能となる。「資金」の範囲と、それらを採用する非営利会計基準（非営利会計基準が採用していないものは企業会計の基準）について整理すると図表２のようになる。

図表２ 資金の範囲と採用する会計基準

	資金の範囲	採用する会計基準
①	現金及びいつでも引き出すことができる預貯金	学校法人会計基準（支払資金）
②	現金及び現金同等物	平成16年公益法人会計基準（資金）
③	現金預金および短期の未収金・未払金等	旧公益法人会計基準（資金）
④	現金預金及び市場性のある一時所有の有価証券	資金収支表の資金
⑤	運転資金 ⁽⁶⁾ －棚卸資産等	社会福祉法人会計基準（支払資金）
⑥	運転資金（流動資産－流動負債）	1971年 APB 意見書第19号「財政状態の変動の報告」（財政状態変動計算書における資金概念の1つ）
⑦	純資産（ただし資本取引による変動を除く）	（この資金計算書は損益計算書となる）

図表２の①～⑤について補足する。

-
- (4) ただし、昭和51年「経理規程準則」の収支計算書は、資金の範囲を正味運転資金とするもので、狭義の収支計算書（現金収支計算書）とは異なり、いわゆる資金計算書（運転資本計算書、財政状態変動計算書）と考えることができる。この点については本稿Ⅲ－１－２で検討する。
- (5) 学校法人会計基準の資金収支計算書も、諸活動に対応するすべての収入と支出の内容と支払資金のてん末を明らかにすることの２つの目的を掲げており、単純な現金収支計算書というものではない。この点についても本稿Ⅳで検討する。
- (6) 流動資産から流動負債を控除した金額について、「運転資本」という用語も一般的に使われているが、本稿では運転資金とする。また、それは正味運転資金を意味するのとして使う。

- ① 「いつでも引き出せる預貯金」は、一般に、「要求払預金」（当座預金、普通預金、通知預金が含まれる）とされる。
- ② この資金は、企業会計のキャッシュ・フロー計算書の資金（キャッシュ）でもある。ここで、「現金」は、「手許現金及び要求払預金をいう」（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準，第二，一，1）。この「現金」には、要求払預金が含まれることになる。平成16年病院会計準則（第42）は、キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲を、「現金及び要求払預金並びに現金同等物」としている。
- ③ この資金は、決算日後短期間（例えば2ヶ月といった出納整理期間）で精算される未収金・未払金、前払金・前受金、立替金・預り金などを含む。手許に現金100万円があつて、2ヵ月以内に期日の到来する未払金が90万円、未収金が40万円あるとすると、50万円（ $100 - 90 + 40$ ）が「あるべき資金」となる。
- ④ この資金は、企業会計に現行のキャッシュ・フロー計算書が導入される前の時代に、有価証券報告書に記載された「資金収支表」（正規の財務諸表には含まれないもので監査の対象外）の資金である。
- ⑤ 平成23年社会福祉法人会計基準は、「支払資金」を、「流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。」（同基準，第2章2）

次の〔資料〕から、資金の範囲を①～⑥とした場合、それに対応する収支計算書（営業活動による収入と支出を示す直接法による）を作成する。

期首貸借対照表			
現	金	資	本 金
	1,000		1,000

損益計算書				期末貸借対照表			
売上原価	750	受取手数料	2,000	現金	580	買掛金	100
諸費用	2,200	売上高	1,400	売掛金	200	未払費用	80
減価償却費	90			有価証券	300	未払金	150
当期純利益	360			未収手数料	50	短期借入金	200
	3,400		3,400	商品	50	長期借入金	1,000
				建物	1,710	資本金	1,000
					2,890	繰越利益	360
							2,890

1. この資料は、企業会計の取引を企業会計方式で処理したものである。
2. 未収手数料および未払費用は短期に解消されるもので、未払金は建物取得に関するもので長期の未払額とする。
3. 有価証券は流動資産（ただしキャッシュに含まれない）に属するものとする。

資金の範囲に対応する収支計算書は図表3のとおりとなる。当期増減額は、各資金の期首と期末の有高の差額として求められる。①および②の場合、「現

図表3 資金の範囲の違いによる収支計算書

資金の範囲	①②	③	④	⑤	⑥
収入					
手数料収入	1,950	2,000	1,950	2,000	2,000
売上収入	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400
短期借入収入	200	200	200		
長期借入収入	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	4,350	4,400	4,350	4,400	4,400
支出					
商品仕入支出	△700	△700	△700	△800	△750
諸費用支出	△2,120	△2,200	△2,120	△2,200	△2,200
有価証券購入支出	△300	△300			
建物購入支出	△1,650	△1,650	△1,650	△1,650	△1,650
計	△ 4,800	△ 4,850	△ 4,670	△ 4,650	△ 4,600
当期増減額	△420	△450	△120	△250	△200
期首資金有高	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
期末資金有高 ^(注)	580	550	880	750	800

(注) 期末資金有高の内訳

①②：現金580＝580

③：現金580＋未収手数料50－未払費用80＝550

④：現金580＋有価証券300＝880

⑤：現金580＋売掛金200＋有価証券300＋未収手数料50－買掛金100－未払費用80－短期借入金200＝750

⑥：現金580＋売掛金200＋有価証券300＋未収手数料50＋商品50－買掛金100－未払費用80－短期借入金200＝800

金」の期首有高1,000と期末有高580の差額が当期増減額となる。⑥の場合、運転資金の期首有高1,000と期末有高800の差額△200が当期増減額となる。(各収支計算書の作成は、損益計算書と貸借対照表の2期間の差額から精算表により作成している。この精算表については補遺を参照のこと。)

Ⅱ－3 収支計算書と他の計算書類

Ⅱ－3－1 概要

図表3の収支計算書は、作成済の計算書類から精算表により作成したものであるが、非営利会計基準（旧公益法人会計基準，社会福祉法人会計基準および学校法人会計基準）における収支計算書は、日々の資金取引を複式簿記の手続によって処理し作成される。

この場合、収支計算書だけを単独に作成することは想定されていない。他の計算書（純資産増減計算書，貸借対照表）と一体となって作成されることとなる。収支計算書の作成方法と作成される計算書類との関係をまとめると図表4のようになる。

複式簿記の帳簿組織について整理する。総勘定元帳は諸勘定を集めた帳簿で、各勘定の残高から計算書類が作成される。企業会計では、通常、総勘定元帳は1つで損益勘定から損益計算書，閉鎖残高勘定から貸借対照表が作成される。総勘定元帳について、一般元帳の他に特定の取引（資金取引，製造原価取引など）に関する独立の元帳⁽⁷⁾を考えることができる。これは、補助元帳ではなく主要簿の総勘定元帳の分割を意味する。資金取引を特別元帳である「資金元帳」の収支勘定科目に記入すれば、その残高試算表は収支計算書となる。

「総勘定元帳」

- ・一般元帳：資産，負債，純資産，収益および費用の勘定を集めた帳簿
- ・資金元帳：収支計算書を作成するため，収入と支出の内容を示す勘定を集めた帳簿

図表 4 収支計算書の作成方法と他の計算書類⁽⁸⁾との関係

作 成 方 法	作成される計算書類		
A 複式簿記の機構から作成する方法 (1) 1元帳制 1. 資金元帳：1取引1仕訳 2. 一般元帳 ① 1取引1仕訳（染谷恭次郎方式） ② 1取引2仕訳 i 社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規定 準則（昭和51年） ii 労働組合法計基準（昭和60年） iii 昭和52年公益法人会計基準 ③ 1取引2仕訳 昭和60年公益法人会計基準 (2) 2元帳制（一般元帳と資金元帳） 1取引2仕訳（各元帳に1回づつ仕訳） ① 学校法人会計基準（昭和46年） ② 社会福祉法人会計基準（平成12年，平成23年）	C/F		
	C/F	N/A	B/S
	C/F		B/S
	C/F		B/S
	C/F		B/S
	C/F	N/A	B/S
	C/F	N/A	B/S
	C/F	N/A	B/S
	C/F	N/A	B/S
	C/F	N/A	B/S
B 収支計算書以外の他の財務諸表から作成する方法（企業会計におけるキャッシュフロー計算書の一般的な作成方法） 平成16年公益法人会計基準	C/F	N/A	B/S

図表 4 について補足すると、一般元帳と資金元帳の2元帳制（A（2））は、現在、社会福祉法人会計と学校法人会計において用いられている。この資金元帳による収支計算書の作成は、手数を要するが分かりやすいことによる。これに対し、1元帳制（A（1）2.②，③）は、資金取引も含むすべての取引を1つの元帳により処理するもので、処理は複雑かつ難解なものとなる。

収支計算書の作成方法と他の計算書類との関係を整理するため、次の〔設例〕を用いる。なお、資金の範囲は現金とする。

- (7) アメリカの非営利会計におけるファンド会計は、各ファンドという会計単位の独自平均制（Self-balancing system）であるが、資金元帳制は特定の取引に関する独自平均制と理解することができる。
- (8) 本稿では、用語の統一を図るため、学校法人会計基準の資金収支計算書、社会福祉法人会計基準の資金収支計算書および旧公益法人会計の収支計算書を収支計算書（C/F）と呼び、学校法人会計の消費収支計算書、社会福祉法人会計の事業活動計算書および公益法人会計の正味財産増減計算書を、純資産増減計算書（N/A）と呼ぶことがある。

〔設例〕当期首の貸借対照表、期中取引および決算整理事項を次のとおりとする。

1. 期首の貸借対照表

貸借対照表				
土	地	1,000	期首純資産	1,000

2. 期中取引

- ① 会費200を現金で受け取った。
- ② 銀行から長期の借入れを行い500を現金で受け取った。
- ③ 経費80を現金で支払った。
- ④ 建物600を購入し現金を支払った。

3. 決算整理事項

- ⑤ 建物について減価償却を行わない。

Ⅱ－3－2 1元帳（資金元帳）制：1取引1仕訳（C/F）

まず、資金元帳（あるいは資金収支元帳）による収支計算書の作成を示す。

資金元帳の仕訳と収支計算書は次のとおりである。

①	(借) 資	金	200	(貸) 会 費 収 入	200
②	(借) 資	金	500	(貸) 長 期 借 入 収 入	500
③	(借) 経 費 支 出	80	(貸) 資	金	80
④	(借) 固定資産取得支出	600	(貸) 資	金	600

収 支 計 算 書			
I	収入の部		
	会費収入	200	
	長期借入収入	500	
	収入合計		700
II	支出の部		
	経費支出	80	
	建物購入支出	600	
	支出合計		680
	当期収支差額		20
	前期繰越収支差額		0
	次期繰越収支差額		20

資産および負債は、棚卸しによる財産目録の作成、その要約表としての財産貸借対照表の作成により把握できるが、収支計算書と貸借対照表には複式簿記による連繋はない。ただし、資金元帳は一般元帳と一緒に用いることで収支計

算書、純資産増減計算書および貸借対照表を作成できる（A（2））。

II－3－3 1元帳制（一般元帳）：1取引2仕訳（C/FおよびB/S）

一般元帳で収支計算書と他の計算書を作成しようとする場合、1つの仕訳では処理できずもう1つ仕訳が必要となる。

いま、現金500を借り入れたとする。次の仕訳が考えられる。

（借）現 金 500 （貸）借 入 収 入 500

この処理で収支計算書に記載される借入収入が処理される。しかし、借入金という負債を処理できない。そこでもう1つ仕訳が必要となる。

（借）(x) 500 （貸）借 入 金 500

この処理において、借方の科目（x）をどのようなものとし、どの計算書に記載するのが論点となる。この最初に収支の処理を行ったうえで、資産・負債を処理する方法を第1法とする。

これに対し、最初に資産・負債を計上したうえで収支の処理を行う方法（第2法）も考えられる。

（借）現 金 500 （貸）借 入 金 500

（借）(x) 500 （貸）借 入 収 入 500

固定資産の資金（現金）による購入も2つ仕訳による処理が必要となる。

第1法

（借）建物購入支出 600 （貸）現 金 600

（借）建 物 600 （貸）(y) 600

第2法

（借）建 物 600 （貸）現 金 600

（借）建物購入支出 600 （貸）(y) 600

この（x）および（y）の科目の記載場所であるが、純資産変動計算書（N/A）を作成しない場合、収支計算書が貸借対照表のいずれかとなる。昭和52年公益

法人会計基準は収支計算書に、昭和51年経理規程準則は貸借対照表に記載した。

(1) 昭和52年公益法人会計基準

昭和52年公益法人会計基準（1取引2仕訳方式：収支計算書と貸借対照表を作成）は、(x)を借入金増加額、(y)を建物増加額とした⁽⁹⁾。そして、これらの科目は収支計算書の「純資産増減額計算の部」に記載された。

①	(借) 現 金	200	(貸) 会 費 収 入	200
②	(借) 現 金	500	(貸) 長 期 借 入 収 入	500
②'	(借) 借 入 金 増 加 額	500	(貸) 長 期 借 入 金	500
③	(借) 経 費 支 出	80	(貸) 現 金	80
④	(借) 固定資産取得支出	600	(貸) 現 金	600
④'	(借) 建 物	600	(貸) 建 物 増 加 額	600

収 支 計 算 書				
収支計算の部				
I	収入の部			
	会費収入	200		
	長期借入収入	500		
	収入合計		700	
II	支出の部			
	経費支出	80		
	建物購入支出	600		
	支出合計		680	
	当期収支差額		20	
	前期繰越収支差額		0	
	次期繰越収支差額			20
純資産増減計算の部				
I	純資産増加の部			
	建物増加額	600		
	増加額合計		600	
II	純資産減少の部			
	借入金増加額	500		
	減少額合計		500	
	当期増減額		100	
	前期繰越増減差額		0	
	次期繰越増減額			100
	剰余金合計			120

貸借対照表					
現	金	20	長 期 借 入 金		500
建	物	600	期 首 純 資 産		1,000
土	地	1,000	剩 余 金		120
		<u>1,620</u>			<u>1,620</u>

ここでは「純資産増減計算の部」という用語を用いたが、昭和52年公益法人会計基準は「正味財産増減計算の部」を用いている。また、本稿では貸借対照表の純資産の部については、期首の金額を期首純資産としている。

(2) 昭和51年社会福祉法人経理規程準則

経理規程準則は、(x)と(y)を収支計算書ではなく、[・][・][・][・]貸借対照表の純資産に記載した。長期借入金の負債計上に対する相手勘定(x)は固定負債積立金、建物の資産計上に対する相手勘定(y)は運用財産基金とされた。

①	(借)	現	金	200	(貸)	会 費 収 入	200
②	(借)	現	金	500	(貸)	設備資金借入金収入	500
②'	(借)	固 定 負 債 積 立 金	500	(貸)	設 備 資 金 借 入 金	500	
③	(借)	経 費 支 出	80	(貸)	現	金	80
④	(借)	固 定 資 産 取 得 費	600	(貸)	現	金	600
④'	(借)	建 物	600	(貸)	運 用 財 産 基 金	600	

収 支 計 算 書			
I 収入の部			
	受取会費	200	
	設備借入金収入	<u>500</u>	
	収入合計		700
II 支出の部			
	経 費	80	
	固定資産取得費	<u>600</u>	
	支出合計		<u>680</u>
	当期剰余金		<u><u>20</u></u>

(9) 建物を取得しても交換取引によるものであれば建物以外の資産が減少し純資産の増加とならない。借入金の増加も交換取引ならば資金（現金）が増加することで純資産の減少とならない。この問題について、佐藤・向山（1994，15頁および19頁注(4)を参照。

貸借対照表					
現	金	20	設 備 資 金 借 入 金		500
建	物	600	基 本 財 産 基 金		1,000
土	地	1,000	運 用 財 産 基 金		600
			固 定 負 債 積 立 金		△500
			当 期 剩 余 金		20
		1,620			1,620

固定資産と固定負債について、貸借対照表に計上するための仕訳（②' と④'）が必要となり、これを切返し仕訳⁽¹⁰⁾と称した。経理規程準則の考え方と用語は非常に特異なもので、純資産の内訳の用語はそのままとした。この収支計算書および貸借対照表については、後で検討する。

Ⅱ－3－4 1元帳制（一般元帳）：1取引2仕訳（C/F, N/A およびB/S）

公益法人会計基準は、1985（昭和60）年に一部改正が行われ、資金の範囲を、「原則として、現預金並びに短期の未収金及び未払金とする。資金の範囲を拡大する場合でも現預金及び短期金銭債権債務とする。」と規定した。また、前掲の昭和52年基準の収支計算書を収支計算に純化し、純資産増減計算の部を独立の純資産増減計算書とした。この純資産増減計算書についてストック式を原則としながらもフロー式も認めた。

仕訳は、Ⅱ－3－3（1）に示したものと同じである。前掲の収支計算書は、収支計算の部が収支計算書に、純資産増減計算の部が純資産増減計算書に分離された。

次頁の純資産増減計算書（左）は、純資産の増減そのものを示すものでストック式と呼ばれる。これに対し、純資産の増加と減少の原因を示すものはフロー式（右）と呼ばれるもので、企業会計の損益計算書に近いものである（減価償却費や退職給与引当金繰入等の非資金取引の費用を含むと損益計算書とな

(10) 切返法については、阪本（1972, 40-42頁）を参照。なお、本稿Ⅲ－1－3において検討する。

純資産増減計算書（ストック式）				純資産増減計算書（フロー式）			
I 増加の部				I 増加原因の部			
当期収支差額	20			会費収入	200		
建物増加額	600			合 計		200	
合計		620		II 減少原因の部			
II 減少の部				経費	80		
借入金増加額	500			合 計		80	
合計		500		当期純資産増加額		120	
当期純資産増加額		120		前期繰越純資産額		1,000	
前期繰越純資産額		1,000		期末純資産合計額		1,120	
期末純資産合計額		1,120					

る。）。貸借対照表は前掲昭和52年基準のものと同じである。

このフロー式は、会費収入（未収・前受の調整が行われると収益に該当）と経費を対応させるもので、企業会計の損益計算書に相当するものとなる。

II－3－5 2元帳制（一般元帳および資金元帳）：1取引|2仕訳（C/F、N/AおよびB/S）

一般元帳と資金元帳の2元帳制で、一般元帳からは純資産増減計算書を、資金元帳からは収支計算書を作成する。資金の増減に関する取引は、資金元帳と一般元帳において2回処理することで手数料がかかる。しかし、期中取引を資金元帳で処理しておき、期末に一般元帳の処理をまとめて行うことで手数料を省くことができる。昭和46年学校法人会計基準および平成12年および平成23年社会福祉法人会計基準は、この2元帳制を採用している。

	一般元帳（財・給付を処理する元帳）				資金元帳（収支を処理する元帳）					
①	現	金	200	/ 受 取 会 費	200	資	金	200 / 会 費 収 入	200	
②	現	金	500	/ 長 期 借 入 金	500	資	金	500 / 長 期 借 入 収 入	1,310	
③	費	用	80	/ 現	金	80	経 費 支 出	80 / 資	金	80
④	建	物	600	/ 現	金	600	建物購入支出	600 / 資	金	600

収 支 計 算 書			
I 収入の部			
会費収入	200		
長期借入収入	500		
当期収入合計		700	
収入合計		700	
II 支出の部			
経費支出	80		
建物購入支出	600		
支出合計		680	
当期収支差額		20	
前期繰越収支差額		0	
次期繰越収支差額		20	

純資産増減計算書			
I 増加原因の部			
1 会費収入	200		
合 計			200
II 減少原因の部			
1 経費	80		
合 計		80	
当期純資産増加額		120	
前期繰越純資産額		1,000	
期末純資産合計額		1,120	

貸借対照表					
現	金	20	長	借	入
建	物	600	期	首	純
土	地	1,000	剰	余	金
		1,620			1,620

II - 3 - 6 1元帳制（一般元帳）：1取引1仕訳（C/F, N/A および B/S）

この方式は、一般元帳（1元帳）の1取引1仕訳をもって収支計算書、純資産増減計算書および貸借対照表を作成するものである。3つの計算書類を作成する方式としては、これまでのものを1つにまとめるもので故染谷恭次郎教授により考案された方式である。

通常、会費を現金で受け取った場合、次の仕訳となる。

①	(借) 現	金	200	(貸) 受	取	会	費	200
---	-------	---	-----	-------	---	---	---	-----

このままでは収支計算書が作成できないことから、資金元帳を用いるのがこれまでの2元帳制である。ここで、借方の現金勘定の替わりに、その内容を示す収入勘定を用いること次のようになる。

①	(借) 会	費	収	入	200	(貸) 受	取	会	費	200
---	-------	---	---	---	-----	-------	---	---	---	-----

また、②から④の取引を、通常の仕訳と染谷方式の仕訳（網掛けの仕訳）を示すと次のようになる。

②	(借) 現 金	500	(貸) 長 期 借 入 金	500
②	(借) 長 期 借 入 収 入	500	(貸) 長 期 借 入 金	500
③	(借) 経 費	80	(貸) 現 金	80
③	(借) 経 費	80	(貸) 経 費 支 出	80
④	(借) 建 物	600	(貸) 現 金	600
④	(借) 建 物	600	(貸) 建 物 購 入 支 出	600

一般元帳に転記された勘定は次のようになる。各収支勘定の残高を収支集合勘定に振り替えることで、収支集合勘定は収支計算書となる。

〔一般元帳〕

収支計算領域の勘定

(借)	会費収入	(貸)	(借)	経費支出	(貸)
①	200			③	80
(借)	長期借入収入	(貸)	(借)	固定資産購入支出	(貸)
②	500			④	600
(借)	収支集合		(貸)		

計算書類は、Ⅱ－３－５に示したものと同一である。この染谷方式については、後に企業会計のキャッシュ・フロー計算書との関係において検討する。

Ⅲ 社会福祉法人会計の収支計算書

Ⅲ－１ 経理規程準則の収支計算書

Ⅲ－１－１ 収支計算書の位置づけ

社会福祉法人会計は、消費経済に関する会計であり、企業会計におけるような損益概念は成立しないという特質を持つとされ、経理規程準則を定めるに当たっては、「消費経済体に通用する会計原則を基本とし、法人の収支計算と財

務報告が正確、明瞭に実施できる会計制度を設定すること」(「経理規程準則の制定」, 第1-1, 下線引用者)としている。経理規程準則は、その別表1において貸借対照表勘定科目と収支計算書勘定科目を示していることから、貸借対照表と収支計算書だけを要求するものと理解される。

このように収支計算を重視しているが、経営成績を明らかにすることも要請する。「社会福祉施設の経営の基盤は公的資金に負うところが大きいのので、社会福祉法人はその財政状態及び経営成績を明確にして財務の公正を期し、国民の負託にこたえることが要請される。」(「経理規程準則の制定」前文, 下線引用者)とし、「この規程は、…財務の公正を期するとともに財政状態及び経営成績を適正に把握することを目的とする。」(経理規程準則第1条, 下線引用者)と述べる。

ここでいう「経営成績」とは何を意味するのかを経理規程準則は明らかにしていないが、通常、企業会計に使われている意味は損益である。損益概念は成立しないとしつつ、経営成績を明らかにすることは矛盾する。収支計算において経営成績も明らかにするということであろうか。経営成績を明らかにするためには、収支計算書とは別に損益計算書的なもの(純資産増減計算書(フロー式)あるいは学校法人会計の消費収支計算書といったもの)を作成することが考えられる。宮内・宮内(1983, 17頁)は、「正味財産増減計算と収支計算との結びつきがないので、正味財産の増減を表示するためには、特別の計算書を必要とするほか、貸借対照表の作成における正確度については、消費収支会計より、若干劣る面があることは否定できない。」とする。ここで、貸借対照表の正確度を欠くことの意味は、減価償却を行わないことで資産の減価を反映しないこと、および棚卸資産については取得時に支出金額を収支計算書に計上するため未費消分が資産計上されないことが考えられる。

これらの不明瞭さが経理規程準則の収支計算の理解を難しくしているように思われる。

Ⅲ－１－２ 資金の範囲＝正味運転資金

経理規程準則は、資金の範囲を正味運転資金とする。もともと、経理規程準則は、個々の社会福祉法人が備えるべき「経理規程」のひな型といったもので、通常考えられる会計原則（会計基準）ではない。このため資金の範囲を明確に述べていないが、それは正味運転資金（流動資産－流動負債）とされる⁽¹¹⁾。また、資金の範囲をなぜ正味運転資金とするかの理由の説明もない。運転資金を資金とすることで社会福祉法人の経営成績を明らかにしようと考えたのかもしれない。Ⅱ－２で示した運転資金を資金とする収支計算書は次のようになる。

収支計算書			
商品仕入支出	750	手数料収入	2,000
諸費用支出	2,200	売上収入	1,400
固定資産支出	1,650	長期借入収入	1,000
		支出超過額	200
	<u>4,600</u>		<u>4,600</u>

資金の範囲を正味運転資金とすると、短期借入れによる資金の増加は「資金」内部の取引となり、資金（正味運転資金）の増減はないとされ収入には計上されない。これに対し、長期借入れ収入は、資金の範囲外の原因による資金（正味運転資金）の増加となり収入となる。

上に示した収支計算書から固定資産支出と長期借入収入を「資本収支（固定項目収支）」として除くと、この正味運転資金を資金とする収支計算書は、Ⅱ－２で示した損益計算書（純資産を資金とする収支計算書）に近いものとなる。ただし、経理規程準則の収支計算書は、資本収支と収益費用収支の区分表示を行うものではない。

企業会計において、資金の範囲を運転資金とする資金計算書は、運転資金が純利益（非資金費用を加える）、長期債務および株式発行等によりどのように

(11) 皆川・宮内（1978, 30頁）は、資金概念を「正味運転資金（実体は正味当座資産とほとんど変わらない）」としている。

調達され、それがどのような固定資産に投資されたかを明らかにするものと考えられた。このような資金計算書を主導した Finney (1958, p.535) の資金運用表 (Statement of Application of Funds) の内容は次のようになっている。

<u>調達された資金</u>	<u>運用された資金</u>
営業からの利益	株主へ (払戻し, 配当)
株式の発行	固定債務の返済
社債の発行・長期借入	固定資産の取得
固定資産の売却	その他
その他	<u>運転資本の増加 (減少)</u>

経理規程準則は、資金の範囲を運転資金としたが、その調達と運用を明らかにするという考え方によるものでないとする、単に資金の範囲を現金預金から拡大した収支計算書ということになろう⁽¹²⁾。

Ⅲ－１－３ 切返し仕訳

すでにⅡ－３－３で概要を説明したように、収支計算だけでは資産および負債は計上されない (第1法)。そこで、収支計算と同時に資産および負債を計上する複式簿記の手続が必要となる。

(12) 中性的収支 (非損益収支) 項目を独立の計算書 (資本計算書) に収容し、収支計算書を損益計算書とすると、貸借対照表 (流動項目だけを表示) と合わせて3つの計算書の会計システムとなるが、これは、いわゆる複会計制と考えられる。Ⅱ－３－１の〔設例〕を複会計制で処理すると次のようになる。複会計制と運転資金との関係については、中村万次 (1953)、染谷 (1983)、新田 (1986) 等を参照。

資本計算書				貸借対照表			
固定資産支出	1,650	期首繰越額	1,000	現金	580	買掛金	100
資本残高	350	長期借入収入	1,000	売掛金	200	未払費用	80
	<u>4,600</u>		<u>4,600</u>	有価証券	300	短期借入金	200
				未収手数料	50	資本残高	350
				商 品	50	純利益	450
					<u>1,180</u>		<u>1,180</u>
損益計算書							
売上原価	750	受取手数料	2,000				
諸費用	2,200	売 上	1,400				
純利益	450						
	<u>3,400</u>		<u>3,400</u>				

先に示した (x) および (y) の勘定科目は、それらを収容する独立の計算書がない場合、収支計算書が貸借対照表のいずれかに収容することになる。経理規程準則は貸借対照表に記載することとした (Ⅱ－3－3 (2))。この資産および負債計上とそれに伴う純資産の増減を処理するための仕訳が切返し仕訳である⁽¹³⁾。

経理規程準則は、固定資産と固定負債に対応する (x) と (y) を貸借対照表の純資産の部に記載することとした。このため、切返し仕訳については、貸借対照表の純資産の区分と内容についても理解する必要がある。

基 金	基本財産基金
	運用財産基金
積立金	建設積立金
	固定負債積立金 (△)
	その他の積立金
繰越金	前期繰越金
	当期繰越金

まず、基本財産基金であるが、これは社会福祉法人の定款に定められている土地、建物等に対応する。運用財産基金は、主として1件10万円以上の器具備品等であって、基本財産以外の固定資産に対応する。法人の設立時に基本財産や運用財産の寄附を受けた場合、これらの基金勘定は直接処理され切返し仕訳の対象とならない。社会福祉法人の設立にあたり、基本財産として土地1,000、建物800、運用財産として預金100の寄附を受けたとする。

(借) 土	地	1,000	(貸) 基 本 財 産 基 金	1,800
建	物	800	運 用 財 産 基 金	100
預	金	100		

(13) 第2法の切返し仕訳については、付加的仕訳(切返し仕訳)が必要なのは、「一面では固定資産の取得金額を支出に計上するためであり、他面、貸借対照表上基金とする必要があるから」と説明される(厚生省社会局 施設課編著(1983, 75頁))。

これに対し、設立後の取得は次のようになる。設備拡張資金200の寄附を受け建設積立金とし、これに自己資金100を加えて設備（運用財産）を取得した場合は次のようになる。

①	(借) 預 金	200	(貸) 寄 附 金 収 入	200
②	(借) 建設積立金繰入	200	(貸) 建設積立金	200
③	(借) 固定資産取得費(支出)	300	(貸) 預 金	300
	設 備	300	運用財産基金	300
④	(借) 建設積立金	200	(貸) 建設積立金戻入	200

③の下の仕訳が切返し仕訳である。自己資金100の負担は預金の減少となるが、純資産に関しては、寄附金収入200に対し固定資産取得費（支出）が300計上されることから、収入と支出の差額である100だけ剰余金が減少することになる。

また、補助金300、借入金200、自己資金100によって建物を取得した場合は次のようになる。網掛けの処理は切返し仕訳である。

(借)	預	金	500	(貸)	補 助 金 収 入	300
					設備資金借入金収入	200
	固定負債積立金		200		設 備 借 入 金	200
(借)	固定資産取得費		600	(貸)	預 金	600
	建 物		600		運用財産基金	600

切返し仕訳という用語は経理規程準則独特のものであるが、Ⅱ－3－3（1）の昭和52年公益法人会計基準のように、単に資産および負債を計上するための仕訳と理解することもできる⁽¹⁴⁾。切返し仕訳に用いられる、運用財産基金、固定負債積立金という科目、とりわけ、固定負債積立金（純資産に対する控除項目）⁽¹⁵⁾について分かりにくいものとなる。

(14) 「切返し」とは何を切り返すのであろうか。塩原・岩波（2005，32頁）は、固定資産と固定負債については、貸借対照表に計上するための仕訳が必要であり、これを切返し仕訳と称している、とする。しかし、第2法に関する前掲の注12で示した考え方は、収支を切り返して資産・負債を計上するという意味で切返し仕訳を考えていない。すでに資産・負債が計上されているものとして、収支と純資産の変動を処理を切返し仕訳とする。この場合、何を切り返すのかが不明である。

Ⅲ－２ 労働組合理済の収支計算書

経理規程準則の収支計算書の考え方は、同準則が適用廃止となった現在でも労働組合理済に引き継がれている。以下、労働組合理済の収支計算書を検討する。

労働組合とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう（労働組合法第2条）。会計報告書については、「すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年一回組合員に公表されること。」（労働組合法第5条2項7号）とされる。しかし、具体的にどのような計算書類を作成すべきかに関する規定はない。

「労働組合理済基準」は、日本公認会計士協会公益法人委員会により、昭和60年4月に「公益法人委員会報告第5号」として公表されたものである。これは、労働組合理済に関する一般的な規範を示すものとして作成され、その適用に際しては、労働組合理済に携わるもののガイドラインとしての役割を期待したものであるとの性格をもつとされる。

計算書類（財務諸表）は次のものとされる。

収支計算書

貸借対照表

附属明細表

収支計算書については、その資金の範囲について4つを示し、当該労働組合

(15) 経理規程準則の別紙2の勘定科目（固定負債積立金）の説明は次のとおりである。「固定資産の取得に充てた設備借入金に対応する科目である。（固定資産を取得する場合に補助金や手持資金だけでは不足するので設備資金借入金によって不足分を賄う場合に設備資金借入金収入を計上するためのもので、基金に計上した資産についての借入金が残っていて、基金の未充足額があることを示すために儲けた科目である。）」

の規模及び資産構成を勘案し、活動状況をより明瞭に表すよう各組合が選択することができるとする（同基準（注2）資金の範囲）。

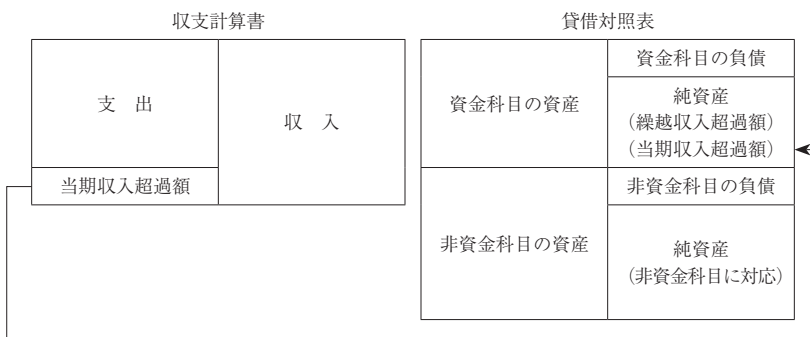
- (1) 現金預金
- (2) 現金及び短期金銭債権債務
- (3) 現金預金，短期金銭債権債務，前払金，前受組合費及び市場性ある一時保有の有価証券
- (4) 正味運転資金（流動資産マイナス流動負債）

いずれの資金の範囲をとるにせよ，収支計算書と貸借対照表の関係は図表5のように整理される。

収入は資金の増加，支出は資金の減少とする。資金の範囲により収入および支出の範囲も変わる。資金を現金とすると，現金の増加をもたらす要因は収入となる。短期借入れは資金（現金）の増加をもたらすので収入（借入収入）となる。資金を正味運転資金とすると，正味運転資金の増加をもたらす要因が収入となる。短期借入れは資金（正味運転資本）の増加をもたらさず資金内部の移動とされ収入とならない。

資金の増減をもたらさない収支については，資金の移動に伴う資産・負債の処理が行われ，資金の増減をもたらす収支については，それに伴う資産・負債

図表5 収支計算書と貸借対照表の関係



を計上する追加処理（結果として1取引2仕訳となる）が必要となる。Ⅱ－2の〔資料〕の短期借入れ200、長期借入れ1,000について考える。

①資金を現金とする

一般元帳				資金元帳					
現金	200	/	短期借入収入	200	(x)	200	/	短期借入金	200
現金	1,000	/	長期借入収入	1,000	(x)	1,000	/	長期借入金	1,000

②資金を正味運転資金とする

一般元帳				資金元帳			
現金	200	/	短期借入金	200			
現金	1,000	/	長期借入収入	1,000	(x)	1,000	/ 長期借入金
						1,000	

収支計算書は図表3で示した。貸借対照表は〔資料〕のとおりとなる。

この(x)の科目について、労働組会计基準は「見返正味財産」勘定とし、その内容は次の4つからなるものとする。ただし、表示においては、「固定資産等見返正味財産」として一括することを認める（労働組会计基準解釈指針3.(5)）。

- ① 固定資産計上に対する見返り勘定としての「固定資産見返正味財産」
- ② 固定負債計上に対する見返り勘定としての「固定負債見返正味財産」
- ③ 資金の範囲に含まれていない流動資産項目に対する見返り勘定としての「その他資産見返正味財産」
- ④ 資金の範囲に含まれていない流動負債項目に対する見返り勘定としての「その他負債見返正味財産」

このうち、②と④は純資産からの控除項目となる。また、退職給与引当金を計上する場合、相手勘定は「固定負債見返正味財産」となる。

労働組合の収支計算書と総合貸借対照表のひな型は、図表6のとおりである。労働組会计は、作成される計算書類を収支計算書と貸借対照表の2つとしたことから、社会福祉法人会計の経理規程準則の処理を受け継いだものと

図表6 労働組合の計算書類

収支計算書	総合貸借対照表 ⁽¹⁶⁾
I 収入の部 1 組合費収入 2 交付金収入 3 雑収入 4 前年度繰越金 収入合計 II 支出の部 1 人件費 2 事務局費 3 会議費 8 資産購入支出 9 特別会計繰入金支出 支出合計 次年度繰越金	I 資産の部 1 流動資産 2 固定資産 (1) 有形固定資産 (2) その他の固定資産 資産合計 II 負債の部 1 流動負債 2 固定負債 負債合計 III 正味財産の部 1 固定資産等見返正味資産 2 積立金 3 次年度繰越金 純資産合計 負債・純資産合計

なっている。経理規程準則は新しい社会福祉法人会計基準によって廃止されたが、労働組合会計では、当初の基準が残されたままでガラパゴス現象となっている。

資金の範囲を特定しないことの多様性や、収支計算から生ずる見返正味財産処理を検討すべきであろう。企業会計で一般に用いられている簿記一巡の手続によって計算書類（純資産増減計算書と貸借対照表）を作成することで問題はないと考えられる。

III-3 社会福祉法人会計基準の資金収支計算書

III-3-1 平成12年社会福祉法人会計基準

2000（平成12）年4月にスタートした介護保険制度により、社会福祉法人は、

⁽¹⁶⁾ 総合貸借対照表とは、特別会計（闘争資金特別会計、犠牲者救済資金特別会計、退職積立金特別会計、会館維持管理特別会計、個人闘争積立金特別会計等）の資産と負債をまとめたものである。各特別会計は、アメリカの非営利会計におけるファンド会計と同じ独自平均システムである。

自らの努力により得た収入により必要な経費・支出を賄うことが要請され、法人全体の経営という視点での会計制度が検討された。2000（平成12）年2月に経理規程準則に替わるものとして「社会福祉法人会計基準」が設定された¹⁷⁾。

この平成12年基準の特徴は、経営業績を明らかにする計算書として事業活動収支計算書を導入したことであろう。経理規程準則の収支計算書は、「資金収支計算書」と名称を変えて残された。ここで、それまでの収支計算書と貸借対照表の2計算書から、3つの計算書の作成が要求されたため、計算書類の作成方法が見直されることとなる。すなわち、1元帳制の1取引2仕訳方式（図表4のA（1）2.②i）から2元帳制（図表4の（2）②）への変更である。この結果、いわゆる切返し仕訳は不要となり、貸借対照表の純資産の部の運用財産基金、固定負債積立金という科目も無くなった。

社会福祉法人は、毎会計年度、支払資金の収入及び支出の内容を明らかにするため、資金収支計算を行わなければならないとする（第7条第1項）。ここで、支払資金は、「流動資産及び流動負債（引当金を除く。）とし、その残高は流動資産の額が流動負債（引当金を除く。）の額を超える額とする。」（同条第2項）資金の範囲は、「支払資金」とするがその内容は経理規程準則の正味運転資金を引き継いだものといえる。

資金収支計算書には、それまでの収支計算書が無区分式であったのに対し、經常活動による収支、施設整備等による収支および財務活動による収支の3つの表示区分が設けられた。

17) 同年3月には、介護保険サービスを提供する社会福祉法人を含むすべての介護保険事業者に対する「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」（指導指針）が設定され、さらに、介護老人保健施設に対する「介護老人保健施設会計・経理準則」（老健準則）も設定された。「基準」と「指導指針」の適用について混乱が生じた。ここでは「基準」について検討する。

この混乱は、指導指針（病院会計準則のように特定の施設に対し適用される施設会計）と、開設主体に適用される会計基準との関係が会計において未整理であることから生じたと考えられる。

<u>資 金 収 支 計 算 書</u>		
1	経常活動による収支	
	経常収入	× × ×
	経常支出	× × ×
	経常活動資金収支差額	× ×
2	施設設備等による収支	
	施設設備等収入	× × ×
	施設設備等支出	× × ×
	施設整備等資金収支差額	× ×
3	財務活動による収支	
	財務活動収入	× × ×
	財務活動支出	× × ×
	財務活動資金収支差額	× ×
	当期資金収支差額	× ×
	前期末支払資金残高	× ×
	当期末支払資金残高 ※	× ×

※ 貸借対照表の運転資本（流動資産－流動負債）残高と一致

Ⅲ－３－２ 平成23年社会福祉法人会計基準

平成23年社会福祉法人会計基準の基本的な目的は、適用の一元化とされる。平成12年基準は、原則として社会福祉法人のすべての事業に対して適用されるものであったが、実際は多くの「施設」を適用対象外とする例外が設けられた。例えば、障害者関係施設、保育所、その他児童福祉施設および保護施設について、措置施設のみを運営している法人には、「経理規程準則」の適用が認められた。特養等介護保険施設には「指導指針」が望ましいとされ、介護老人保健施設には「老健準則」が適用されるといった状況であった。平成23年基準は、施設別に適用される会計基準（準則）をすべて廃止し、すべての事業に平成23年基準を適用することとした。

収支計算書に関する改訂も行われた。「支払資金」はより明確な定義が示された。「支払資金は、流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く

ものとする。」(23年基準第2章2) 具体的に「支払資金」の内容は次の図表7の科目(網掛け)とされる。

また、資金収支計算書の表示区分についても図表8に示す改訂がなされた。平成23年基準で新設された項目のうち、「流動資産評価益等による資金増加額」または「流動資産評価損等による資金減少額」は、資金(流動資産および流動負債)内部の交換取引は収支とならないが、資金自体の価値変動等は収支となるという意味である。

有価証券(流動資産、簿価100)を150で売却した場合、次の処理となる。

図表7 支払資金の内容

現金預金	短期運営資金借入金
有価証券	事業未払金
事業未収金	その他の未払金
未収金	支払手形
未収補助金	役員等短期借入金
未収収益	1年以内返済予定設備資金借入金
受取手形	1年以内返済予定長期運営資金借入金
貯蔵品	1年以内返済予定リース債務
医薬品	1年以内返済予定役員等長期借入金
診療・療養費等材料	1年以内返済予定事業区分間長期借入金
給食用材料	1年以内返済予定拠点区分間長期借入金
商品・製品	1年以内返済予定長期未払金
仕掛品	未払費用
原材料	預り金
立替金	職員預り金
前払金	前受金
前払費用	前受収益
1年以内回収予定長期貸付金	事業区分間借入金
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	拠点区分間借入金
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	仮受金
短期貸付金	賞与引当金
事業区分間貸付金	未払法人税等*
拠点区分間貸付金	繰延税金負債*
仮払金	その他の流動負債
繰延税金資産*	
その他の流動資産	
徴収不能引当金	

出所：中村 厚『新 社会福祉法人会計基準のすべて』(ぎょうせい、2011年) 63頁。

図表 8 資金収支計算書の改訂

平成12年基準		平成23年基準
経常活動による収入		事業活動による収入
経常活動による支出（－）		流動資産評価益等による資金増加額＊
		事業活動による支出
		流動資産評価損等による資金減少額
経常活動資金収支差額		事業活動による資金収支差額
施設整備等による収入		施設整備等による収入
		設備資金借入金元金償還補助金収入
		設備資金借入金収入
施設整備等による支出（－）		施設整備等による支出（－）
		設備資金借入金元金償還支出
		固定資産除却・廃棄支出＊
		ファイナンス・リース債務の返済支出＊
施設整備等資金収支差額		施設整備等資金収支差額
財務活動による収入		その他の活動による収入
借入金収入		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入＊
設備資金借入金収入		
長期運営資金借入金収入		長期運営資金借入金収入
借入金元金償還補助金収入		
財務活動による支出（－）		その他の活動による支出（－）
借入金元金償還金支出		
設備資金借入金償還金支出		
長期運営資金借入金償還金支出		長期運営資金借入金償還金支出
その他の支出		
流動資産評価減等による資金減少額等		
財務活動資金収支差額		その他の活動資金収支差額

（＊新設項目）

出所：日本公認会計協会近畿会 非営利会計委員会 社会福祉法人小委員会編著『社会福祉法人の会計と決算』（清文社，2012年）33頁（一部修正）。

一般定元帳									
（借）	現	金	預	金	150	（貸）	有	価	証
								券	100
								有	価
								証	券
								売	却
								益	50
資金(収支)元帳									
（借）	支	払	資	金	50	（貸）	流動資産増による資金増加額		50

有価証券100の減少と現金預金100の増加は支払資金の交換となるが，売却益50は支払資金（流動資産）の増加となる。ここで，現金預金の受取額150を資

金の増加として処理しない。

Ⅲ－３－３ 社会福祉法人会計基準の資金収支計算の問題点

2000年4月から始まった介護保険制度では、介護サービスのうち医療法人および社会福祉法人に限定されたサービスを除く一定の分野について一定の要件⁽¹⁸⁾を満たす民間事業体の参入が認められた。同法施行後は、「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療型医療施設といった施設サービス分野は依然として地方公共団体や社会福祉法人等による設置・運営に限られるが、訪問介護、通所介護（デイサービス）、短期入所生活・療養介護（ショートステイ）といった在宅サービス分野や、痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム）、有料老人ホーム等の分野では、民間事業者、特定非営利法人（NPO等）などが積極的に参入する土壌が整備された。」（伊藤2005）

平成12年の社会福祉法人会計基準の設定においては、企業会計の会計ビッグバンの進行中で企業会計の考え方を全面的に取り入れることは難しかったと考えられる。しかし、事業活動収支計算書（平成23年基準は事業活動計算書）を導入したことから、資金収支計算書の資金を正味運転資金からキャッシュに変更することで事業活動収支計算書との差別化を図るということが考えられなかったのであろうか。前述したように、正味運転資金を資金とする資金計算書は、発生基準による営業損益計算項目と資本収支項目（中性収支項目）の混在したものとなる。

平成23年社会福祉法人会計基準は、介護サービス事業を全国展開し株式を上

(18) 介護保険法上の指定事業者となるための要件は次のものである（介護保険法70条）。

- ① 原則として申請者が「法人」であり、定款等で当該事業実施が明確であること。
- ② 「人員基準」（事業所の従業員の知識、技能並びに人員が厚生労働省令で定める基準および員数を満たしている）を満たしていること。
- ③ 「設備・運営の基準」に従って、適正な事業運営ができること。
- ④ 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しない者であること。

場している企業があるという事実を考慮したのであろうか。少なくとも、資金収支計算書の改訂は、企業会計との統合という観点が欠けたものとなっている。従来の財務活動による収支に含められた設備資金の借入収入と返済支出を、設備整備等の収支区分にもっていったため、残りを「その他の活動による収支」としている¹⁹⁾。根本的な問題として、なぜ資金の範囲をキャッシュとせず正味運転資金とするのか、それがキャッシュに優ることを明らかにされるべきであろう。

Ⅵ 学校法人会計の収支計算書

学校法人会計における資金収支計算の目的は次の2つとされる（学校法人会計基準第6条）。

1. ある会計年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにすること
2. ある会計年度の支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金）の収入と支出のてん末を明らかにすること

学校法人会計の資金収支計算書は、この2つの目的を果たすものとするため独特の（というよりも難解な）構造となっている。学校法人会計基準の資金収支に関する規定は次のとおりである。（①～⑥の番号は、後の検討のため筆者が付した。）

（資金収支計算）

資金収入の計算は、①当該会計年度における支払資金の収入並びに②当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となったもの（第11条において「前期末前受金」という。）及び③当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第11条において「期末未収入金」という。）につ

19) 現在、企業会計の基準において改正が行われた場合、その理由を「結論の背景」といった形で明らかにすることが一般的となっている。非営利会計の領域でも、改正の理由を会計基準において明らかにすべきである。「NPO 法人会計基準」（2010年7月20日 NPO 法人会計基準協議会）には、「議論の経緯と結論の背景」が付されている。

いて行うものとする。(基準7条1項)。

資金支出の計算は、④当該会計年度における支払資金の支出並びに⑤当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となったもの（第11条において「前期末前払金」という。）及び⑥当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第11条において「期末未払金」という。）について行うものとする。(基準7条2項)。

(支払資金の計算)

当該会計年度の資金収入のうち②前期末前受金及び③期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。(基準11条1項)

当該会計年度の資金支出のうち⑤前期末前払金及び⑥期末未払金は、支出の部の控除効果目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。(基準11条2項)

7条1項では、当期の支払資金の収入に、②前期前受金と③当期末収入金を加算して資金収入の計算を行うものとするが、11条1項では加算した②と③を控除するとしている。それならば、最初から支払資金の収入を資金収支計算書に記載すればよいはずである。

次の〔資料〕を用いて収支計算の内容を検討する。

〔資料〕

授業料収入（当期の諸活動の収入（収益）で当期に入金）3,000
諸経費（当期諸活動の支出（費用）で当期に支出）2,800

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
未収入金	50	60	50	60
前受金	30	70	30	70
前払金	45	55	45	55
未払金	35	65	35	65

収入と支出について分解すると図表9のようになる。

図表9 学校法人会計の資金収支計算の構造

資金収入の計算				資金支出の計算			
当年度諸活動収入(収益) 3,090	②前期末前受金	30	①当年度の支払資金の収入 3,120	⑤前期末前払金	45	④当年度の支払資金の支出 2,890	
	③期末未収入金	60		⑥期末未払金	65		
	当期収益で入金	3,000		当期費用で支出	2,800		
	前期末未収入金	50		期末前払金	55		
	期末前受金	70		前期末未払金	35		

以上から資金収支計算書と消費収支計算書を作成すると次のようになる。

資金収支計算書(1)			
授業料収入		3,090	
当期末前受金収入		50	
前期末未収入金収入		70	
資金収入調整勘定			
期末未収入金	△60		
前期末前受金	△30	△90	
当年度収入合計		3,120	
諸経費支出		2,910	
当期前払金支出		55	
前期末未払金支出		35	
資金支出調整勘定			
当期末未払金	△65		
前期末前払金	△45	△110	
当年度支出合計		2,890	
当年度収入超過額		230	

消費収支計算書	
受取授業料	3,090
諸経費	2,910
消費収入超過額	180

収入支出調整を行わない場合

資金収支計算書(2)	
当期授業料収入	2,120
当期経費支出	2,890
当年度収入超過額	230

左の資金収支計算書(1)は学校法人会計基準のものである。この授業料収入と諸経費支出は、基本的に、右上の消費収支計算書の受取授業料（収益）と経費（費用）と同じ金額によって表示する。そのうえで、当期に支払資金の受入れはないが収益に計上した期末未収入金と前期末前受金を資金収入調整勘定によって修正して支払資金の収入額を示す。諸経費支出も、発生基準の諸経費（費用）を表示した上で、資金支出調整勘定により実際の支払資金の支出額に修正する。

このような資金収支調整勘定の修正をせずに、支払資金の収支だけを表示したものが右下の資金収支計算書(2)である。なぜこの資金収支計算書が採用されなかったのか。本来、学校法人の諸活動の顚末を明らかにするのが消費収支計算書であり、当年度の支払資金に関する情報だけを資金収支計算によって明らかにすればよいはずである。昭和46年学校法人会計基準の設定に関与した高橋（1973、27-28頁）は、次のように経緯を述べている。

「ただしこのたび制定をみた学校法人会計基準においては、資金収支計算が、

資金の年度の動きのみならず、各年度の諸活動をも資金収支の面にあらわす、という目的が課せられた。

これは新しい会計制度の制定にあたって、上述の理論（支払資金のてん末だけを明らかにするもの—引用者）を従来の会計実務および報告書の利用者の会計観念および慣行と妥協させたものとみることができよう。将来、消費収支計算から導き出される消費収支計算書および貸借対照表に関係者が習熟し、その利用が普及するにともなって、資金収支計算の目的はその本来のものに復帰させることとなるであろう。」（下線引用者）

学校法人会計基準が設定される前の会計実務では、支払資金による収支計算書ではなく、「ある会計年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容」を明らかにする収支計算書が一般に作成されていたということであろうか。とすれば、資金の範囲を「支払資金の収入と支出」ではなく、「諸活動に対応する収入と支出」とすることも考えられたと思われる。この場合の資金は、短期の未収・未払・前払・前受の金額を含む資金（Ⅱ－２で示した③の資金）ということになろう。日本公認会計士協会学校会計委員会（1976）は、「資金の概念を狭義の資金（現金及びいつでも引き出すことができる預金）から、広義の資金（支払資金のほかに信用資金を加えたものをいう）に変更して、『資金収入調整勘定』及び『資金支出調整勘定』を廃止すること」を提案している。これにより、資金収支計算書は、「当該会計年度における資金の収入と支出のてん末」を明らかにするものとなり、「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容」を明らかにする消費収支計算書と差別化を図れるとする。しかし、提案された資金収支計算書の授業料収入・人件費支出は、消費収支計算書の受取授業料・人件費と同じ金額となる⁽²⁰⁾。したがって、資金収支計算書の純化を図るというのであれば、狭義の資金である支払資金の収入と支出だ

(20) 寄附の受入については、現物資産を受贈した場合、当該資産の評価額は消費収入として消費収支計算書に記載されるが、資金収入とはならず資金収支計算書には記載されない。

けを記載するものが本来の収支計算書となるはずである。現在、企業会計においてキャッシュ・フロー計算書が制度化されていることから、支払資金の収支だけの資金収支計算書とすることに問題はない。

しかし、昭和46年当時、支払資金に純化した収支計算書は必ずしも一般に認められていなかったことから、資金収支計算書の二重構造（諸活動に対応するすべての収支と支払資金の収支）はやむをえなかったのかもしれない。

V 収支計算書の意義

非営利会計の収支計算書の意義について、企業会計の資金計算書（キャッシュ・フロー計算書）との関係から検討することとしたい。社会福祉法人会計基準と学校法人会計会計基準は資金収支計算書の作成を要求するが、その作成方法を直接規定していない。社会福祉法人会計と学校法人会計を解説する著書では、2元帳制（1取引2仕訳）によって処理が説明されている。

これに対し、1元帳・1取引1仕訳で、収支計算書、損益計算書および貸借対照表を作成する染谷恭次郎方式がある。この処理はすでにⅡ－3－6において説明した。この方式の考案について、染谷（1999年、7頁）は次のように述べている。

「染谷はふと思いついた。・・・収益と費用の諸勘定は会計期間ごとにその残高を損益集合勘定に集めるという方法で締め切れ、損益集合勘定の残高が純利益または純損失として資本勘定に振り替えられていく。損益計算書はこうした収益と費用の諸勘定にもとづいて作成されている。・・・総勘定元帳に収入と支出の諸勘定を設け、・・・収支の諸取引を第一次的に収入と支出の諸勘定に記録したうえ、会計期間ごとにそれらの諸勘定の残高を収支集合勘定に集めるという方法で締め切り、収支集合勘定の残高を現金の増加または減少として現金勘定に振り替えていったらどうか。収入と支出の諸勘定にもとづいて資金運用表が作成できるではないか。

こうした着想を得て、染谷は欣喜雀躍した。新しい大地を発見した思いがした。」

この優れた着想は、1955（昭和30）年の論文⁽²¹⁾で発表されたものであるが、企業会計では今日のように資金計算書（キャッシュ・フロー計算書）が制度化されていなかったためか、あまり注目されることはなかった。しかし、この着想を非営利会計の収支計算書の作成に取り入れることは、時期的にはできただけである。企業会計と非営利会計は別の領域とする会計専門家の縦割り意識が阻害要因となったと考えられる。

この染谷方式は、現在制度化されているキャッシュ・フロー計算書の作成方法として検討する意味がある。FASB（Codification 230 - 10 - 45 - 25）とIASB（IAS 7 para. 19）は、いわゆる直接法のキャッシュ・フロー計算書を基本として推奨し、間接法も容認している。実際に企業が作成するキャッシュ・フロー計算書は、圧倒的に間接法である。この点について、直接法の作成には莫大なコストがかかる⁽²²⁾が、それに見合うベネフィットが得られるかどうか疑問とする見解がある。

染谷方式は、簿記一巡の手続という点からは、個々の収支勘定の設定、各収支勘定への転記、各収支勘定残高の収支集合勘定への振替、収支集合勘定残高の現金勘定への振替という手続が付加される。このための付加コストはどれほどのものであろうか。中村輝夫（1984，104頁）によると、日本化薬（株）では、1976（昭和51）年6月以降、この方式による月次の資金収支計算書を作成し役員会に報告していたとのことである⁽²³⁾。そして、コストについては、染谷もコ

(21) 1つは、「簿記の目的—資金計算的職分を簿記の目的に加えんとする提案—」『会計』（昭和30年6月）で、もう1つは、「資金会計領域の認識—資金運用表の本質をたずねて—」『産業経理』（昭和30年7月）である。なお、前者について、『財務諸表三本化の理論』では、染谷自身が「資金会計の領域」と表題を変えて再録している。

(22) 企業会計について、「報告企業の多くは、営業活動によるキャッシュ・フローを総額で報告することができるような方法では記帳していないので、直接法の適用は、けたはずれに費用がかさむものである」との主張がある（AIMR，1993，p.66，八田・橋本訳，2001，101頁）。

スト増を懸念していたが、中村輝夫(2007, 69頁)によると、「実際には先生(染谷-引用者)が考えておられるよりももっと手数は増えない。何故なら資金繰実務の中で既に理由、原因別に分類集計がされているからであり、三元簿記にしても大部分の取引がそれだからである。」

確かに、システムができてしまえばコスト増はそれほどではない。問題はシステムの構築である。日本化薬(株)も、数年かけてシステムを構築したとするとそのコストはそれなりのものであったと考えられる。現在では、コンピュータソフトの修正に相当のコストがかかるものと予想される。

根本的な問題は、日々の勘定記入によって収支計算書を作成することの意義である。例えば、売掛金の回収ごとに売上収入を計上し、それを合計すると1年間の売上収入が算定される。ところが、売上高に売掛金の増減を調整することで1年間の売上収入がたった1回の計算で算定できる。補遺の①②で示した精算表方式でも直接法のキャッシュ・フロー計算書の作成は可能である。全く同じ計算書が作成されるのであれば、精算表方式でよいはずであり日々の勘定記入方式の意義が問われることになる。

もっとも、精算表方式にも問題がある。未収金・未払金・前払金・未収金について、現金で決済されるときそれがどのような内容の収支であるかを明らかにする必要がある。このため、未収金等の計上時にその内容が分かるように処理することとなる。しかし、このためのコスト増は、勘定記入方式のコスト増よりも少ないものと想定される。

さらにもう1つ本質的な、収支計算書(資金の範囲を最大運転資本とする)の存在意義そのものに係わる論点である。染谷(1955a, 36頁)は、資金会計(資金計算書)の必要性を次のように述べる。

「利益の量のみを問題とし、その質—企業の流動性を問題にしないことは

23) なお、同社の直近の第155期(平成23年6月1日—平成24年5月31日)の連絡キャッシュ・フロー計算書は、間接法(営業活動によるキャッシュ・フロー区分)によるものとなっている。

極めて危険であるといわねばならない。販売しえない在庫品を多額に残していても、長期にわたらなければ回収しえない債権を多額に残していても、利用できない固定資産を多額に残していても、また貨幣価値の変動によりただ名目的に資産価値が増大していても、それらに何らの考慮もなく、利益が計算され、配当が支払われ、税金が徴収されるのが現状である。企業の資金は極めて危険な状態におかれているのである。インフレーションが昂進して顕著にその欠陥があらわれるとき、資金会計はいまさらのように注目されているけれども、このような問題は大きく小なり平常の企業経営にもあらわれているのである。」

この背景には、昭和20年代のハイパー・インフレーションがある。インフレを反映した売却価額（収益）に低い簿価が対応されることにより純利益がふくらむが、当該収益は実現した（資金の流入した）ものであり純利益も実現利益である。この純利益を課税対象とすることや配当財源とすることに問題が生ずるが、その対応は物価変動会計⁽²⁴⁾であって、資金計算書（収支計算書）の作成ではないように思われる。染谷（1992, 1-2頁）は、「企業は、インフレーションが激しく進行するなかで、その製品や商品を有利に販売することができたが、再び仕入れる原材料や商品は消費時あるいは販売時より高い価格で買わなければならなかったし、売上債権も急速に増加していったから、経営者は例外なく支払いに充当できる現金の不足に悩んでいた。」と述べる。しかし、この見解は、資金繰りあるいは資金計画の議論を含んでいるように思われる。

インフレーションの問題を抜きにすると、収支計算書の作成はどのようなメリットがあるのか。中村輝夫（2007, 69-75頁）は、「初めは複式三元簿記⁽²⁵⁾なる技法をもっと知ってもらえば、普及するのではないかと思った。しかし今は

(24) 昭和25年、26年および28年の3回にわたり、資産再評価法による資産再評価が行われた。主に償却資産を個別物価指数により再評価し、再評価額による減価償費を計上することでインフレ利益を排除するものであった。再評価差額は再評価積立金として、資本準備金に準ずるものとされた。その後、昭和48年3月31日をもって、再評価積立金の残額は資本準備金に含めるものとされた。

そうではないと思うに至った、具体的にどんな有用性があるのか理解されていないということである。」とし、収支勘定設定による複式三元簿記で資金収支計算書を作成すれば、どんな役立ちがあるかを次のように示している。

1. 実務に密着する
2. 経営計画のフィージビリティ・チェックと企業価値測定
3. 収益性、安全性の同時評価と重視促進
4. 借入限度額検討
5. 調達資金源泉の吟味
6. 倒産の予測と予防
7. 好ましい資金不足の判定
8. 好ましくない資金余剰の判定
9. 必要創業資本金の算出
10. 収支分岐点分析
11. 粉飾決算の予防と監査の信頼性向上

非営利会計において、収支計算書（実績）の1つの意義は収支予算との対比により収支を管理することと考えられる。昭和52年および昭和60年の公益法人会計基準では、収支予算書の作成が義務づけられ、収支計算書も予算額と決算額（および両者の差異）が記載された。この場合、三元式簿記で収支計算書を作成し常に予算と対比することは意味のあることと考えられる。しかし、企業会計においては、損益予算が重視されることから、収支予算との対比という意味での三元式簿記による収支計算書の作成は必ずしも重視されない。実際、上記11の目的に収支予算との比較は含まれていない。

ところで、SFAS.95（Statement of Cash Flows）は、キャッシュ・フロー計算書の目的を次のように述べている。

キャッシュ・フロー計算書の主な目的は、企業のある一期間におけるキャッシュの受領と支払に関する、利用者の目的に適合する情報を提供することであ

(25) 複式三元簿記という用語は、中村輝夫（1983，105頁）によって用いられたが、その内容は、1元帳制の1取引1仕訳による収支計算書、損益計算書および貸借対照表を作成する複式簿記のシステム（本稿の図表4で示したA(1) 2.①（染谷恭次郎方式））である。この三元簿記については、Sato（2000）による英文による紹介、佐藤（2012）の「三元複式簿記の世界展開：ミラー論文の貢献」がある。

る（para. 4）とする。そして、利害関係者の以下の評価を手助けするものとする。（para. 5）

- (a) 将来のプラスの正味キャッシュ・フローを生み出す能力を評価する
- (b) 企業の債務支払能力、配当支払能力、および外部資金調達の必要性を評価する
- (c) 純利益と関連する収支との相違の理由を評価する
- (d) 当該期間中のキャッシュおよび非キャッシュへの投資活動および財務活動が企業の財政状態に及ぼす影響を評価する

この目的の背景にあるのは、投資家が企業価値を評価するのに必要なキャッシュ・フロー情報の提供と考えることができる。非営利組織においてはその組織の事業価値を評価する投資家を想定できないことから、企業会計のキャッシュ・フロー計算書の目的がそのまま妥当することにならない。

非営利会計の収支計算書について、今後のあり方をまとめることとしよう。すでに、公益法人会計基準は、1取引2仕訳方式による収支計算書の作成を廃止し、大規模法人にのみ企業会計方式のキャッシュ・フロー計算書を要求する⁽²⁶⁾。これに対し、社会福祉法人会計と学校法人会計は、2元帳制の1取引2仕訳による資金収支計算書の作成を要求している。

同じ資金収支計算書であるが資金の範囲はそれぞれ異なる。とりわけ、社会福祉法人会計では正味運転資金を資金とするが、何故企業会計で一般に用いられているキャッシュとしないのかについて、その論拠は明らかではない。経理規程準則では、収支計算書と貸借対照表を作成することから、収支計算書に経営成績を示す機能を持たせることも考えられたのかもしれないが、平成12年社

(26) 独立行政法人会計基準（平成12年設定）および国立大学法人会計基準（平成15年設定）も、社会福祉法人会計や学校法人会計の資金収支計算書ではなく、公益法人会計（あるいは企業会計）のキャッシュ・フロー計算書を要求している。

会福祉法人会計基準から損益計算書に相当する事業活動（収支）計算書を作成することとなったことから、資金の範囲をキャッシュに限定することで資金収支計算書と事業活動（収支）計算書の差別化を図るべきであろう。

学校法人会計の資金収支計算書は、資金を支払資金としその範囲は企業会計のキャッシュに近いものに限定している。しかし、単純に支払資金の収支を表示せず、消費収入（収益）と消費費用（費用）を表示した上で調整により支払資金の残高を示すものとなっており、難解で誤解を与えかねないものとなっている²⁷⁾。

これら社会福祉法人会計と学校法人会計の資金収支計算書は、速やかに企業会計方式のキャッシュ・フロー計算書に変更すべきものとする。

おわりに

非営利会計は、非営利組織ごとに異なったものとなっており多様である。その原因を、主務官庁の縦割り行政に求めることがある。しかし、本質的な問題は、会計専門家の特定の分野に閉じこもる縦割り意識のように思われる。それを象徴するものは、非営利会計の収支計算書である。公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準および学校法人会計基準は、それぞれ独自の収支計算書の作成を要求した。非営利会計の収支計算書に関する基礎となる議論や各基準間の調整に向けた努力は見られない。このため、非営利会計は多様なものとなり、

27) 学校法人会計の資金収支計算書の仕組みは、ある意味では巧妙に考えられたものと理解することができる。本来の資金収支は、未払金・前払金・未収金・前受金の内訳を把握して発生基準による消費収入と消費支出を個別の科目ごとに修正することが必要となる。しかし、学校法人の資金収支計算書は、基本的に、消費収入と消費支出に対し未払金等について内訳ではなく総額によって一括修正することで、期末の支払資金の残高に帳尻を合わせる方式となっている。前述したように、基準設定に関与した高橋吉之助（慶應義塾大学教授）は本来の資金収支計算を想定していた。しかし、本来の資金収支計算のためには、例えば未払金の支払についてそれが何の支出かを個別にフォローしなければならない。状況によっては「けたはずれの費用がかさむ」可能性があることを実務担当者は感じていたはずである。一見すると意味不明の「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」は、まさに総額による調整に他ならないと理解すべきであろう。この総額調整方式が誰の発案なのかは不明である。たぶん隠れた知恵者（達）がいたのであろう。

今日の非営利会計混迷の原因となったと考えられる。

染谷方式は、昭和30年にその構想が論文として発表されたにもかかわらず、それは企業会計の話として、非営利会計に取り入れられなかった。切返し仕訳とか、1取引2仕訳といった難解な処理を行うまでもなく、1元帳の1取引1仕訳で、3つの計算書が企業会計の簿記一巡の手続で作成されたはずである。

では、非営利会計の中心とされた収支計算書はどのような機能を持つのか。かつて、非営利組織は利益追求は目的ではなく、儲けるなどあってはならないとする社会通念があった。しかし、非営利組織は利益を計上しても資本主がいらないためそれを分配できず、すべて当該組織の発展のために再投資されることになる。むしろ、健全な発展のためには適正な利益を得ることは社会的に認められよう⁽²⁸⁾。このような考え方からは、収支計算から経營業績計算への重点移動が必要となる。企業会計の損益計算書的な機能を果たすものとして、事業活動（収支）計算書や消費収支計算書がある以上、社会福祉法人会計と学校法人会計の資金収支計算書の意義は、企業会計のキャッシュ・フロー計算書のそれと同じものとなる。

結論は、企業会計のように簿記一巡の手続により、純資産増減計算書（損益計算書）と貸借対照表を作成する方式に簡素化すべきである。現行の資金収支計算書は、一定の大規模法人に対して要求されるキャッシュ・フロー計算書に替わることとなろう。

(28) 学校法人会計基準は、消費収支計算の目的を、「学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入と消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため」（基準15条）とする。ここでは、消費収支の「均衡」を前提とすることから、基本金組入（第1号基本金および第2号基本金組入）は、消費収入超過（利益）を出さないための手段として用いられる。それは、学校法人が儲けることなどあってはならないとする社会的通念から考えられたものといえる。基本金組入を廃止した場合、いわゆる利益が計上されることがありうる。学校法人の健全な発展のためには一定の利益が必要であるとする、意識変革が求められる。昭和46年に設定された学校法人会計基準の抜本的見直しは、この意識変革に基づいて企業会計の体系を全面的に導入することと考えられる。この点については、長谷川（2013）を参照されたい。

補遺 収支計算書作成のための精算表

資金の範囲：①および②

精 算 表

貸借対照表項目	増減額		資 金		修正・振替		収支計算書	
現金		420		420				
売掛金	200				①	200		
有価証券	300				②	300		
未収手数料	50				③	50		
商品	50				④	50		
建物	1,710				⑤	90	⑥	150
							⑦	1,650
買掛金		100			⑧	100		
未払費用		80			⑨	80		
短期借入金		200			⑩	200		
未払金		150			⑥	150		
長期借入金		1,000			⑪	1,000		
繰越利益		360			⑫	360		
合計	2,310	2,310						
損益計算書	費用	収益						
売上高		1,400			①	200		
					あ	1,200		
受取手数料		2,000			③	50		
					い	1,950		
売上原価	750				④	50	⑧	100
							う	700
諸費用	2,200						⑨	80
							え	2,120
減価償却費	90						⑤	90
当期純利益	360						⑫	360
合計	3,400	3,400						
収支計算書								
売上収入						あ	1,200	1,200
手数料収入						い	1,950	1,950
仕入支出					う	700		700
諸費用支出					え	2,120		2,120
有価証券購入支出					②	300		300
建物購入支出					⑦	1,650		1,650
短期借入収入						⑩	200	200
長期借入収入						⑪	1,000	1,000
当期資金 (①②) 増減額			420					420
合計			420	420	10,200	10,200	4,770	4,770

以下、前頁に示した精算表の簡易版による収支計算書の作成を示す。*の付された貸借対照表項目が資金の範囲を示す。

資金の範囲：③

精 算 表

貸借対照表 項目	増 減 額		調整／収支計算書	
現金		420	* 420	
売掛金	200			① 200
有価証券	300			② 300
未収手数料	50			* 50
商品	50			④ 50
建物	1,710		⑤ 90 ⑥ 150 ⑦ 1,650	
買掛金		100	⑧ 100	
未払費用		80	* 80	
短期借入金		200	⑩ 200	
未払金		150	⑥ 150	
長期借入金		1,000	⑪ 1,000	
繰越利益		360	⑫ 360	
合計	2,310	2,310		
損益計算書	費用	収益		
売上高		1,400	① 200 あ 1,200	
受取手数料		2,000	い 1,950	
売上原価	750		④ 50 ⑧ 100 う 700	
諸費用	2,200		え 2,120	
減価償却費	90		⑤ 90	
当期純利益	360		⑫ 360	
合計	3,400	3,400		
収支計算書				
売上収入				あ 1,200
手数料収入				い 2,000
仕入支出			う 700	
諸費用支出			え 2,120	
有価証券購入支出			② 300	
建物購入支出			⑦ 1,650	
短期借入収入			⑩ 200	
長期借入収入			⑪ 1,000	
当期資金 (③) 増減額			* 450	
合計			10,620 10,620	

資金の範囲：④

精 算 表

貸借対照表 項目	増 減 額		調整／収支計算書	
現金		420	* 420	
売掛金	200			① 200
有価証券	300			* 300
未収手数料	50			③ 50
商品	50			④ 50
建物	1,710		⑤ 90 ⑥ 150 ⑦ 1,650	
買掛金		100	⑧ 100	
未払費用		80	⑨ 80	
短期借入金		200	⑩ 200	
未払金		150	⑥ 150	
長期借入金		1,000	⑪ 1,000	
繰越利益		360	⑫ 360	
合計	2,310	2,310		
損益計算書	費用	収益		
売上高		1,400	① 200 あ 1,200	
受取手数料		2,000	③ 50 い 1,950	
売上原価	750		④ 50 ⑧ 100 う 700	
諸費用	2,200		⑨ 80	
減価償却費			え 2,120	
当期純利益	90		⑤ 90	
当期純利益	360		⑫ 360	
合計	3,400	3,400		
収支計算書				
売上収入				あ 1,200
手数料収入				い 1,950
仕入支出			う 700	
諸費用支出			え 2,120	
建物購入支出			⑦ 1,650	
短期借入収入				⑩ 200
長期借入収入				⑪ 1,000
当期資金 (④) 増減額				* 120
合計			10,320 10,320	

資金の範囲：⑤

精 算 表

貸借対照表 項目	増 減 額		調整／収支計算書	
現金		420	* 420	
売掛金	200			* 200
有価証券	300			* 300
未収手数料	50			* 50
商品	50			④ 50
建物	1,710		⑤ 90	⑥ 150 ⑦ 1,650
買掛金		100	* 100	
未払費用		80	* 80	
短期借入金		200	* 200	
未払金		150	⑥ 150	
長期借入金		1,000	⑪ 1,000	
繰越利益		360	⑫ 360	
合計	2,310	2,310		
損益計算書	収益	費用		
売上高		1,400	あ 1,400	
受取手数料		2,000	い 2,000	
売上原価	750		④ 50	う 800
諸費用	2,200			え 2,200
減価償却費	90			⑤ 90
当期純利益	360			⑫ 360
合計	3,400	3,400		
収支計算書				
売上収入				あ 1,400
手数料収入				い 2,000
仕入支出			う 800	
諸費用支出			え 2,200	
建物購入支出			⑦ 1,650	
長期借入収入				⑪ 1,000
当期資金 (⑤) 増減額			* 250	
合計			10,500	10,500

資金の範囲：⑥

精 算 表

貸借対照表 項目	増 減 額		調整／収支計算書	
現金		420	* 420	
売掛金	200			* 200
有価証券	300			* 300
未収手数料	50			* 50
商品	50			* 50
建物	1,710		⑤ 90	⑥ 150 ⑦ 1,650
買掛金		100	* 100	
未払費用		80	* 80	
短期借入金		200	* 200	
未払金		150	⑥ 150	
長期借入金		1,000	⑪ 1,000	
繰越利益		360	⑫ 360	
合計	2,310	2,310		
損益計算書	費用	収益		
売上高		1,400	あ 1,400	
受取手数料		2,000	い 2,000	
売上原価	750			う 750
諸費用	2,200			え 2,200
減価償却費	90			⑤ 90
当期純利益	360			⑫ 360
合計	3,400	3,400		
収支計算書				
売上収入				あ 1,400
手数料収入				い 2,000
仕入支出			う 750	
諸費用支出			え 2,200	
建物購入支出			⑦ 1,650	
長期借入収入				⑪ 1,000
当期資金 (⑥) 増減額			* 200	
合計			10,400	10,400

資金の範囲：⑦（純資産） 損益計算書と同じものとなるため省略

参考文献

- AIMR (1993), Association for Investment Management and Research, *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*, 八田進二／橋本尚共訳 (2001)『21世紀の財務報告』白桃書房
- Donleavy, Gabriel D. (1994) *Cash Flow Accounting*, Routledge
- Financial Accounting Standards Board (1987) SFAS No.95 *Statement of Cash Flows*, FASB
- Miller, Paul B. W and Paul R. Bahnson (2002) Fast track to direct cash flow reporting, *Strategic Finance*
- Satoh, Michimasa (2000) The Structure and Implications of the Tree Dimensional Double Entry Accounting System, *Okayama Economic Review*, 31 (4)
- Someya, Kyojiro (1977) *An Introduction to Flow of Funds Accounting*, Institute for research in Business administration; Waseda University
- (1984) 'The Development of Funds Flow Accounting', in M. J. R. Gaffikin, ed., *Contemporary Accounting Thought: Essays in Honour of R. J. Chambers*, Prentice-Hall.
- (1996) *Japanese Accounting: a historical approach*, Oxford U.K.
- 伊藤実佐子 (2005) 「民間参入の環境整備が進む介護ビジネス」『JETRO Japan Economic Monthly』(October 2005) http://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001035/05001035_001_BUP_0.pdf
- 内倉 滋 (『学校法人会計基準』の『資金収支計算書』の問題点——資金修正取引の不十分性と改善のための一提言——)『経理研究』(31)
- 春日部光紀 (2009) 「アメリカ鉄道会社における複会計システム」『経済学研究』59 (1)
- 厚生省社会局編 (1953)『社会福祉法人の会計』全国社会福祉協議会連合会
- 厚生省社会局施設課編著 (1983)『改訂 わかりやすい社会福祉法人会計の手びき』第一法規出版
- 厚生省社会・援護局施設人材課監修 (1993)『第四次改訂 わかりやすい社会福祉法人会計の手びき』第一法規出版
- 坂本寅蔵 (1972)『非営利会計』中央経済社
- 佐藤倫正 (1993)『資金会計論』白桃書房
- (1994a) 「資金会計の勘定組織」『會計』145 (1)
- 向山敦夫 (1994b) 「第三セクターの財政とアカウンタビリティ」『岡山大学産業経営研究会研究報告書』(29)
- (2012) 三元複式簿記の国際展開：ミラー論文の貢献『産業経理』72 (1)
- 塩原修蔵・岩波一泰 (2005)『社会福祉法人の会計・税務・監査』税務研究会出版局
- 染谷恭次郎 (1955a) 「簿記の目的—資金計算的職分を簿記の目的に加えんとする提案—」『會計』67 (6)
- (1955b) 「資金会計領域の認識—資金運用表の本質をたずねて—」『産業経理』15 (8)
- (1956)『資金会計論』中央経済社
- (1983)『財務諸表三本化の理論』国元書房
- (1986)『複会計制度と資金計算書』『早稲田商學』(314・315)
- (1999)『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社
- 高橋吉之助 (1960) 「資金運用表」『三田商学研究』3 (1)
- 青木茂男・栗山益太郎・村山徳五郎 (1973)『学校法人会計制度の基礎』国元書房
- 千葉 洋 (2000) 「学校法人会計基準における資金収支計算書の再検討」『杏林社会科学研究』16 (2)
- (2009) 「『学校法人会計基準』の成立過程における資金収支計算書の意義および構造」『杏林社会科学研究』25 (3)
- (2012) 「『学校法人会計基準』における資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書」『成城・経済研究』(198)
- 内閣総理大臣官房管理室編 (1977)『公益法人会計基準の解説』財団法人 公益法人協会

- (1985)『新公益法人会計基準の解説』財団法人 公益法人協会
- 中村 厚 (2011)『新 社会福祉法人会計基準のすべて』ぎょうせい
- 中村輝夫 (1884)『資金収支計算書の資金概念』『産業経理』43 (4)
- (2007)『財務会計の複式三元簿記』『経理研究』(50)
- 中村万次 (1953)『イギリスにおける資金会計の展開』『税経通信』8 (13)
- 新田忠誓 (1986)『複会計制度と流動資産負債区分の意味について』『三田商学研究』29 (5)
- 日本公認会計士協会学校会計委員会 (1976)『学校法人会計基準の問題点』
- 日本公認会計士協会公益法人委員会 (1986)『労働組合法計』中央経済社
- 日本公認会計士協会学校法人委員会 (2009)『キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言』(学校法人委員会研究報告第13号)
- 日本公認会計士協会近畿会 非営利会計委員会 社会福祉法人小委員会編著 (2012)『社会福祉法人の会計と決算』清文社
- 野村秀和 (1976)『社会福祉法人会計の問題点』『経済論叢』118 (5・6)
- 長谷川哲嘉 (2012)『非営利会計の混迷』『早稲田商学』第432号
- (2013)『学校法人会計の意識変革』『税経通信』68 (5)
- 藤巻治吉 (1954)『損益計算と資金収支との関係』『會計』66 (5)
- 松倉達夫 (1993)『社会福祉法人経理規程準則の論理』『三田商学研究』35 (6)
- 皆川明良・宮内眞木子 (1978)『社会福祉法人の会計入門』全国社会福祉協議会
- 宮内忍・宮内眞木子 (1983)『社会福祉法人会計の実務』全国社会福祉協議会
- 守永誠治 (1997)『社会福祉法人の会計 改訂版』税務経理協会
- 安平昭二『資金計算書論の簿記機構論的展開の試み—その諸説の概観—』『商大論集』
- 山口年一編著 (1977) 社会福祉法人会計 日本経営出版会